

# 第1章 プラン策定の目的

## 1 プランの策定にあたって

本市の高齢者保健福祉を推進するための実施計画である秋田市高齢者プランは、高齢者を取り巻く状況の変化に合わせ、目指すべき方向を示すとともに、その実現のための具体的な施策を実行することを目的に、3年ごとに見直しを行いながら策定してきました。

今回新たに策定する第11次秋田市高齢者プランは、第10次秋田市高齢者プランの基本的な考え方などを引き継ぎつつ、高齢者の持つニーズの増加・多様化や新たな課題などを踏まえ、見直しを行って策定するものです。

### (1) 策定目的

全国的に人口減少と少子高齢化が進み、2025年（令和7年）には、いわゆる団塊世代の全てが75歳以上となるほか、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）には、総人口・現役世代人口が減少する中で、高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。

また、本市のようにもともと高齢者数が多い地方都市でも、東京周辺の都市部のように急速な増加はしないまでも、85歳以上の人口は、緩やかに増え続けていくものと見込まれております。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自分らしく自立した日常生活を営み続けていくためには、社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、医療、介護、介護予防、要介護状態の軽減と重度化防止、住まいおよび自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム」を構築し、本市の実情に応じて推進していくことが重要であると考えられます。

また、国においては、令和2年に、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）を公布し、介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくりを、社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備と一体的に見直し、高齢者の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制づくりのための各種方策を盛り込んだところです。

さらに、令和5年5月には、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）を公布し、介護保険関係の一部改正として、介護サービスを提供する事業所等における生産性の向上に関する事項や地域包括支援センターの業務の見直しに関する事項など

について盛り込んだほか、同年6月には、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）を公布し、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するために、国が認知症施策推進基本計画を策定することなどについて盛り込んだところであります。

こうしたことを踏まえ、本市を取り巻く状況や高齢者の実情に応じた保健・福祉サービスや介護サービスの提供量と提供体制を確保し、必要とされる各種の施策・事業の実施が計画的に図られるようにすることを目的として、第9期秋田市介護保険事業計画を包含した第11次秋田市高齢者プランを策定するものです。

## (2) 策定方針とプロセス

### ア 策定方針

プランには、老人福祉法および介護保険法によりプランの中に定めるものと規定されている事項（下記に記載）をはじめ、本市を取り巻く状況や課題を踏まえて取り組むべき各種施策・事業を盛り込むこととします。なお、高齢者プランは市が主体となって取り組むものについて定める行政計画書であることから、市以外の機関や団体が行うものについては、対象としません。

#### ▼ 法により定めるものとされている事項（努力義務含む）

- ・老人福祉事業の量の目標および事業量の確保のための方策
- ・介護サービスの種類ごとの量の見込みおよび見込量の確保のための方策
- ・地域支援事業の量の見込み、ならびに各年度における地域支援事業の費用の額および見込量の確保のための方策
- ・高齢者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止および保険給付費等の適正化に関し取り組むべき施策および目標に関する事項
- ・介護サービスの種類ごとの量、保険給付費の額、地域支援事業の量、地域支援事業の費用の額および保険料の水準に関する中長期的な推計
- ・介護サービス事業者相互間の連携の確保およびサービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
- ・地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
- ・高齢者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項（認知症高齢者等の支援に関する事項、医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項）

また、国から示されている基本指針（介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針）に沿って内容を精査しています。

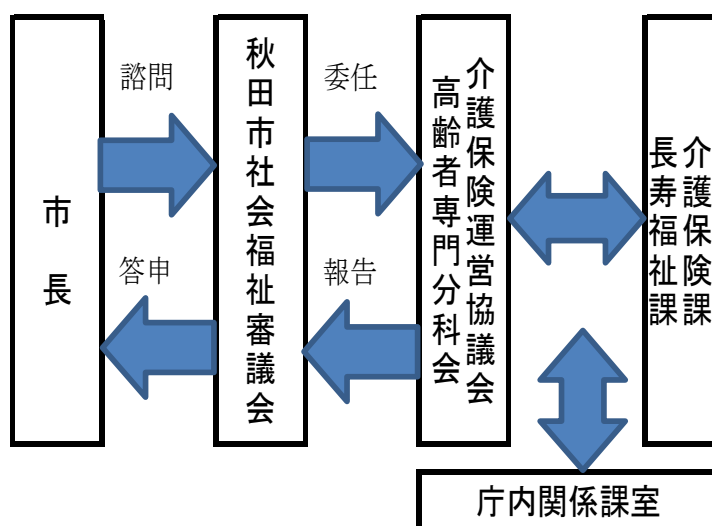
#### ▼ 基本指針における基本的事項

- ・地域包括ケアシステムの基本的理念
- ・2025年（令和7年）および2040年（令和22年）を見据えた目標
- ・医療計画との整合性の確保
- ・地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進
- ・地域包括ケアシステムを支える人材の確保および介護現場の生産性の向上の推進等
- ・介護に取り組む家族等への支援の充実

- ・認知症施策の推進
- ・高齢者虐待防止対策の推進
- ・介護現場の安全性の確保およびリスクマネジメントの推進
- ・介護サービス情報の公表
- ・介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等
- ・効果的かつ効率的な介護給付の推進
- ・介護保険制度の立案および運用に関するPDCAサイクルの推進
- ・保険者機能強化推進交付金等の活用
- ・災害・感染症対策に係る体制整備

## イ 策定プロセス

プランの策定については、社会福祉法の規定に基づき本市条例により設置している秋田市社会福祉審議会に市長から諮問し、実際の策定作業は、同審議会から委任された高齢者専門分科会および介護保険運営協議会において審議を行いながら進めたものです。



また、策定に際して、市民や地域の実態を把握するための基礎資料として、「介護予防・日常生活圏域高齢者ニーズ調査 ※」と「在宅介護実態調査 ※」を実施しています。加えて、プランに市民の方々の意見を反映していくために、パブリックコメントによる意見聴取を行っています。

※ 介護予防・日常生活圏域高齢者ニーズ調査と在宅介護実態調査の概要や調査結果については、第3章に掲載しています。

## 2 プランの概要

秋田市高齢者プランは、介護保険サービスを含む本市における高齢者福祉施策全般に関する実施計画として策定するものです。

### (1) 概要

高齢者福祉に関する法定計画は、老人福祉法に基づく老人福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業計画があります。秋田市高齢者プランはこれら2つの計画を一体のものとして策定します。

秋田市高齢者プラン		
根拠法	老人福祉法	介護保険法
根拠条項	第20条の8	第117条
計画名	市町村老人福祉計画	市町村介護保険事業計画
計画内容	老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画	3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画

### コトバ解説

#### 2025年問題

日本の人口の大きな層を占めている「団塊の世代」が、2025年までに全て75歳以上の後期高齢者となります。このことにより、医療や介護への需要の急増が懸念されるほか、年金制度にも影響が及ぶことから、社会保障などの仕組みをどのように維持してくかが問題となります。

なお、団塊の世代は、戦後直後の第一次ベビーブームの時期に生まれた世代（1947年～1949年生まれ）を指しており、堺屋太一さんの近未来小説の題名「団塊の世代」に由来しています。

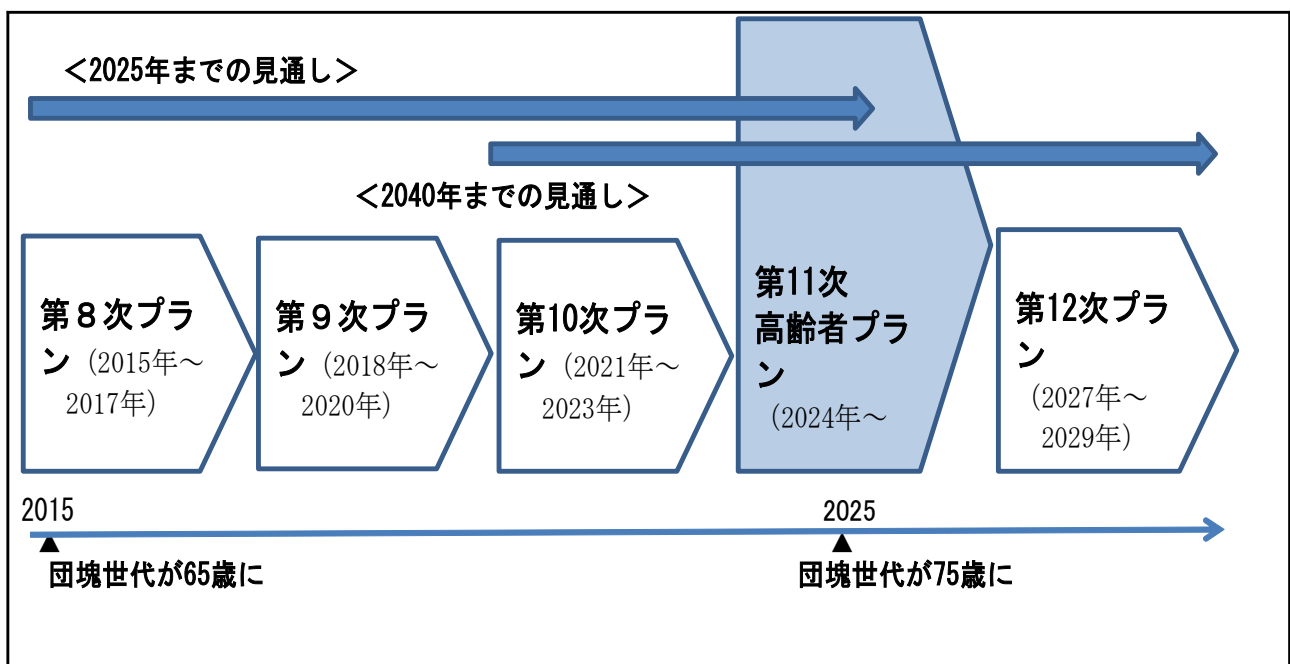
## (2) 計画期間

老人福祉計画には計画期間の定めはありませんが、介護保険事業計画の計画期間は、介護保険法により3年を1期とすることが定められています。

このため、本市の高齢者プランは3年ごとに策定することとなり、第11次高齢者プランの計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間となります。

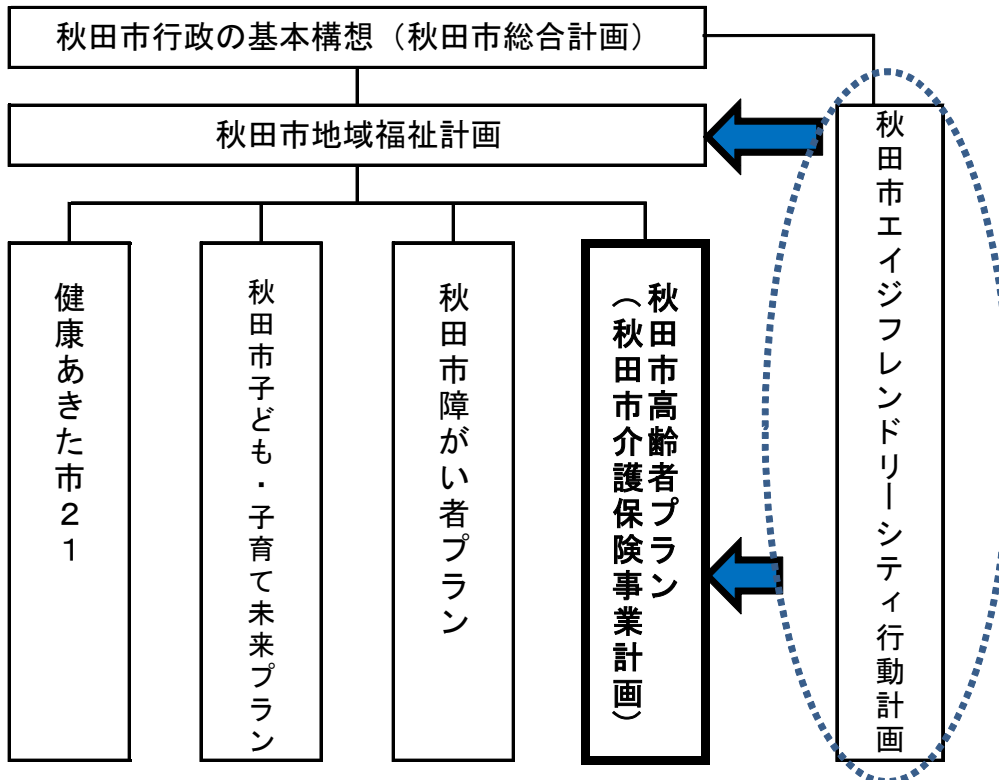
なお、計画期間は3年間ですが、策定にあたっては、団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）と、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）を見据えたものとする必要があります。

年度	H30 2018	H31/R元 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026
計画期間	第9次高齢者プラン (第7期介護保険事業計画)			第10次高齢者プラン (第8期介護保険事業計画)			第11次高齢者プラン (第9期介護保険事業計画)		



### (3) 位置付け

高齢者プランは、市政全体の基本構想である「秋田市総合計画」のもと、総合計画が目指す基本理念「ともにづくり ともに生きる 人・まち・暮らし」を実現するための福祉保健部門の基本計画である「秋田市地域福祉計画」を上位として、他の福祉および保健に関する計画との整合性を図るとともに、「秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画」に基づく理念を踏まえた計画とします。



### (4) 推進体制

高齢者プランは、本市における高齢者福祉施策全般に関する実施計画であることから、掲載している各種施策・事業については、着実な推進が求められます。

このため、市役所内の関係課所室との連携はもとより、介護サービス事業所や医療機関、福祉・保健・医療などの関係団体、地域住民などとの連携を図り、協力して取り組むことが必要です。また、社会福祉審議会高齢者専門分科会および介護保険運営協議会をはじめ、市の保健福祉施策を協議する各種協議会（地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営協議会、認知症施策検討委員会、成年後見制度利用促進協議会、高齢者虐待防止連絡協議会、在宅医療・介護連携推進協議会など）における審議を通じて、施策の実効性を高めていくことも必要です。

加えて、国の施策の動向などを注視するとともに、県や県内市町村、各中核市などとの情報交換を行いながら、施策・事業の円滑な実施を図ります。

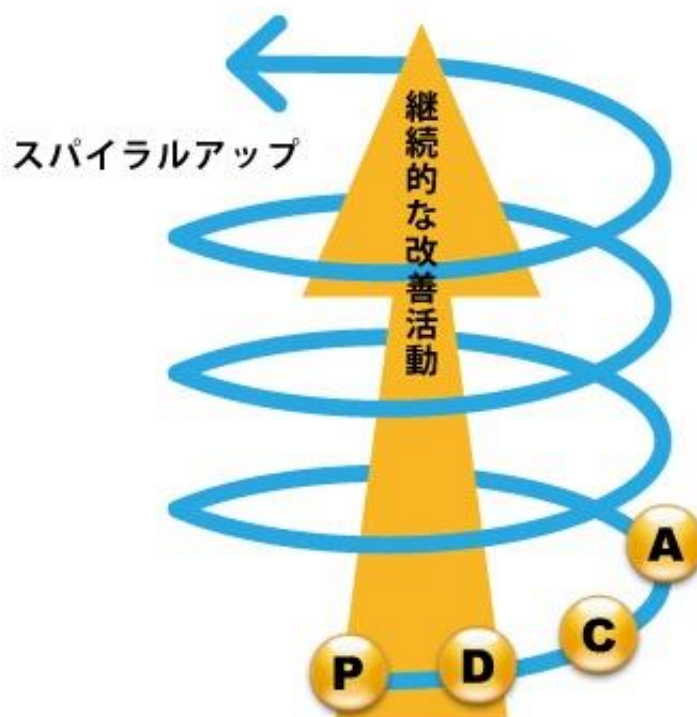
## (5) 進行管理

高齢者プランを着実に推進し、施策・事業の実効性を高めていくためには、設定した目標に対する実績評価を行うなど、進捗状況を検証して成果を分析するとともに、課題等があれば必要に応じて適宜見直しを行うなど、プランのさらなる改善に向けて継続的に取り組むことが必要となります。

このため、プランの策定（P l a n）に基づく施策・事業の実施（D o）を受けて、実施状況や効果を評価・分析（C h e c k）し、さらに見直しを行って改善していく（A c t i o n）といった【P D C Aサイクル】の活用により、プランの進行を管理し、内容の質を継続的に高めていきます。

進行管理については、客観性を確保する必要があることから、施策・事業の実施状況などを定期的に点検・評価し（一次評価）、その結果を社会福祉審議会高齢者専門分科会や保健福祉施策を協議する各種協議会などに報告して評価する（二次評価）とともに、いただいた意見などを今後のプラン展開に反映していきます。

### ▼ P D C Aサイクルのイメージ図





## 第2章 プランの体系

### 1 基本理念

第11次高齢者プランの計画期間最終年度である令和8年度における本市の目指すべき姿として、本プランにおける基本理念を設定します。

#### (1) 秋田市総合計画

本市では、令和3年3月に、第14次秋田市総合計画「県都『あきた』創生プラン」を策定し、基本理念を「ともにづくり ともに生きる人・まち・暮らし」とし、この基本理念のもとに、次の5つの将来都市像を設定しています。

- |         |                  |
|---------|------------------|
| 将来都市像 1 | 豊かで活力に満ちたまち      |
| 将来都市像 2 | 緑あふれる環境を備えた快適なまち |
| 将来都市像 3 | 健康で安全安心に暮らせるまち   |
| 将来都市像 4 | 家族と地域が支えあう元気なまち  |
| 将来都市像 5 | 人と文化をはぐくむ誇れるまち   |

また、市民一人ひとりが暮らしの豊かさを実感し、「このまちで生きる」ことに幸せと誇りを感じ、都市としての魅力を高めていくため、本市の経営資源を一体的かつ集中的に投入する5つの分野を創生戦略に設定しています。

- |      |                         |
|------|-------------------------|
| 戦略 1 | 先端技術を活用した地域産業の振興としごとづくり |
| 戦略 2 | 芸術文化・スポーツ・観光による都市の魅力向上  |
| 戦略 3 | 未来につなぐ環境立市あきたの推進        |
| 戦略 4 | 子どもを生き育てやすい社会づくり        |
| 戦略 5 | いきいきと暮らせる健康長寿社会づくり      |

これらの将来都市像と創生戦略の中で、社会保障制度については、将来都市像3の「健康で安全安心に暮らせるまち」に位置づけられ、高齢者福祉施策については、将来都市像4の「家族と地域が支えあう元気なまち」に位置づけられています。また、創生戦略5の「いきいきと暮らせる健康長寿社会づくり」において、戦略が目指すものとして、高齢者が輝ける地域社会の実現が掲げられています。

## (2) 秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画

本市では、新たな視点での高齢化への対応として、平成21年、世界保健機関が提唱するエイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）の実現に向けた取組に着手しました。平成23年12月には、国内の自治体として初めて世界保健機関が設立した「WHOエイジフレンドリーシティ・グローバルネットワーク ※」に参加し、平成25年8月には、第1次秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画を、平成29年3月には第2次行動計画を、令和4年3月には第3次行動計画を策定しています。

第3次行動計画では、「ともに考え ともにつくる 高齢者にやさしい都市（エイジフレンドリーシティ）～誰もが心豊かにいきいきと暮らせる社会をめざして～」を基本理念とし、いくつになっても住み慣れた地域で役割や居場所を持ち、互いを認め合いながら豊かに暮らすことができる社会を目指し、この理念のもと、エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）の取組を進め、誰もが秋田市に住んでいてよかったと思えるまちを、目指します。

※ WHOエイジフレンドリーシティ・グローバルネットワークは、エイジフレンドリーシティを広め、各都市との連携を図ることを目的に、世界保健機関が平成22年に設立したものです。

## (3) 秋田市地域福祉計画

秋田市地域福祉計画は、本市の福祉保健部門の基本計画であり、高齢者プランなどの各分野における個別計画を統合し、各計画の施策を推進するうえでの共通理念と基本方向を示すものです。

平成31年3月に策定した、第4次秋田市地域福祉計画では、基本理念を「みんなであつなかり みんなで築く 地域のしあわせ」に設定し、すべての市民が住み慣れた地域で、生きがいを持ちながら、自立した生活を安心して営めるようにする、としています。

## (4) 第10次秋田市高齢者プラン

令和3年3月に策定した現行の第10次高齢者プランでは、基本理念を「自分らしく生きがいをもって輝ける健康長寿社会」としています。

これは、市民の幸せの基盤となる健康・長寿の実現と高齢者が輝ける地域社会を目指すとともに、仮に、支えが必要となった場合であっても、その有する能力などに応じ、その人らしく可能な限り自立した生活を営み続けていくことのできるまちづくりに取り組むことを念頭に設定したものです。

## (5) 基本理念の設定

人口減少と少子高齢化が急速に進む本市にあっては、超高齢社会をいかに豊かなものとし、さらに次の世代に引き継いでいくかが課題となっています。

今般のコロナ禍により、東京一極集中や大都市の過密さがリスクや弱点として広く認識されるようになり、地方都市あきたでの充実した日々の営み、静かな生活環境、身近にある豊かな自然、旬の食べ物など四季を感じる暮らし、人と人との適度な距離感やつながり、地域の営みや歴史に根ざした文化など、普段の暮らしがもたらす「心の豊かさ」が改めて見直されています。

高齢者の一人ひとりが、この「心の豊かさ」を実感するためには、高齢者が支えられる側にあるだけでなく、自身が持つ意欲や能力を最大限に生かし、社会の支え手としての役割を担う大切な人材として活躍できる社会の実現に向けた取り組みが必要であり、仮に、支えが必要となった場合であっても、その有する能力などに応じ、その人らしく可能な限り自立した生活を営み続けていくことのできるまちづくりに取り組むことが重要になると考えられます。

現行の第10次高齢者プランでは、市民一人ひとりが心豊かにいきいきと暮らせる健康長寿社会づくりを念頭に、基本理念を「自分らしく生きがいをもって輝ける健康長寿社会」に設定しています。本プランにおいても、第10次高齢者プランの基本理念を引継ぎ、この理念のもと、誰もが秋田市に住んでいてよかったと思えるようなまちの実現に向けて取り組んでいきます。

**自分らしく生きがいをもって輝ける健康長寿社会**

## 2 基本目標

基本理念のもとに、本市が目指す方向性を示すものとして、次の12の基本目標を設定します。

### 基本目標1 エイジフレンドリーシティの実現

エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）の実現を目指し、地域社会全体で目標と理念を共有しながら、行政、市民、民間の協働による地域課題の解決を図るとともに、高齢者が持つ豊かな経験や知識、意欲を活かすことにより、地域社会や経済の発展につなげる「秋田モデル」を推進します。

### 基本目標2 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を営み続けていくことができるよう、さまざまな面からのサービスを切れ目なく包括的に提供できる体制を構築し、本市の実情に応じた地域包括ケアを推進します。

### 基本目標3 在宅医療・介護連携の推進

医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくため、地域において必要となる在宅医療・介護連携のための体制を計画的かつ効果的に推進します。

### 基本目標4 認知症施策の推進

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人を地域で支えるための仕組みづくりや、予防を含めた認知症への「備え」となる取組を推進します。

### 基本目標5 権利擁護の推進

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者などの中には、日常生活に様々な問題を抱えているにもかかわらず、適切なサービス利用に結びついていないかたがいます。高齢者が安心して生活を行うことができるよう、成年後見制度の利用や虐待・消費者被害の防止など、権利擁護のための取組を推進します。

## **基本目標 6 介護予防・健康づくり施策の充実**

自身が持つ意欲や能力を生かし、地域活動への参加や地域における支え手としての役割を持つことが、健康づくりや介護予防にも繋がるという観点から、高齢者の介護予防・健康づくりに取り組みます。また、医療専門職を含む多様な主体による介護予防サービスの提供体制の充実を図ります。

## **基本目標 7 生活支援サービスの充実**

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などの増加に伴い、日常生活上の支援の必要性が増加していることから、多様な主体による生活支援サービスの充実を図ります。

## **基本目標 8 生きがいつくりと社会参加の促進**

高齢者の社会参加が、広い意味での介護予防につながるという観点から、高齢者の外出支援やつどいの場の整備、就労機会の確保など、生きがいつくりの促進を図ります。

## **基本目標 9 介護保険サービスの質と量の確保**

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を営むことができるよう、介護サービスの提供体制を整備します。

## **基本目標10 介護給付等に要する費用の適正化**

介護サービスを必要とするかたを適切に認定するとともに、真に必要なとする過不足のないサービスが適切に提供されているかの点検を行うなどし、介護保険制度の信頼感と持続可能性を高めます。

## **基本目標11 災害に対する取組**

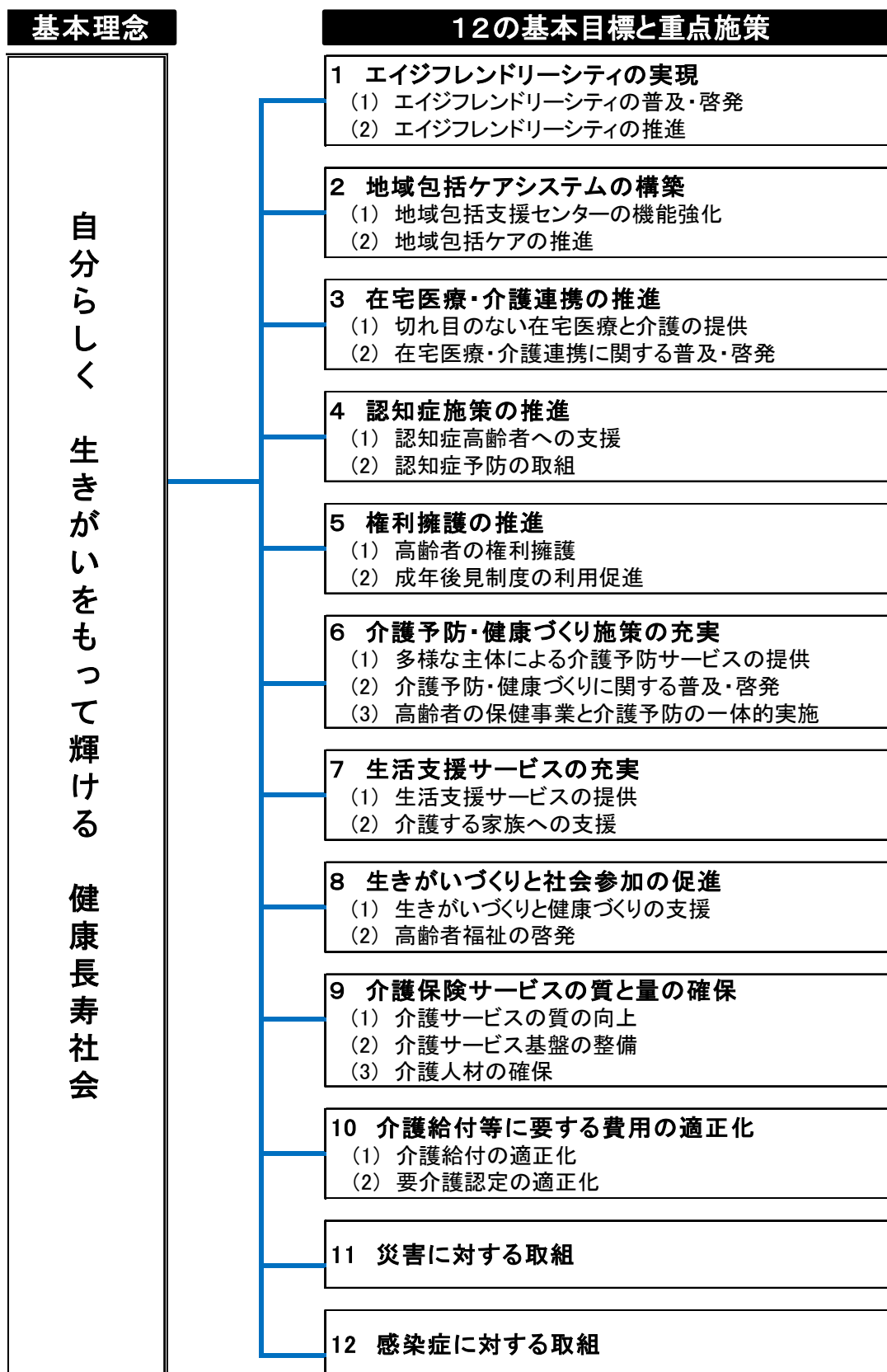
今般の洪水や土砂災害などの災害発生状況を踏まえた、介護事業所等における平時からの備えや発生時の取組について整備します。

## **基本目標12 感染症に対する取組**

新型コロナウイルスなどの感染症の流行を踏まえた、介護事業所等における平時からの備えや発生時の取組について整備します。

### 3 施策の体系

基本理念のもとに設定した12の基本目標ごとの重点施策や取組について、体系として表します。



▼ 施策・事業一覧

基本目標	重点施策	施策名・事業名
1 エイジフレンドリーシティの実現	(1) エイジフレンドリーシティの普及・啓発	① エイジフレンドリーシティ普及啓発事業
	(2) エイジフレンドリーシティの推進	① エイジフレンドリーシティ推進事業 ② エイジフレンドリーパートナーづくり推進事業
2 地域包括ケアシステムの構築	(1) 地域包括支援センターの機能強化	① 地域包括支援センターの機能強化
	(2) 地域包括ケアの推進	① 地域ケア会議の充実
3 在宅医療・介護連携の推進	(1) 切れ目のない在宅医療と介護の提供	① 在宅医療と在宅介護の提供体制の整備 ② 在宅医療・介護関係者の研修
	(2) 在宅医療・介護連携に関する普及・啓発	① 在宅医療と介護に関する普及・啓発 ② 119番出前講座推進事業
4 認知症施策の推進	(1) 認知症高齢者への支援	① 認知症サポーター養成事業 ② 認知症施策推進事業 ③ 認知症高齢者などの見守り
	(2) 認知症予防の取組	① 認知症予防事業
5 権利擁護の推進	(1) 高齢者の権利擁護	① 高齢者虐待の防止対策の推進 ② 要保護高齢者等シェルター事業 ③ 消費生活出前講座
	(2) 成年後見制度の利用促進	① 成年後見制度利用促進体制整備事業 ② 成年後見制度利用支援事業
6 介護予防・健康づくり施策の充実	(1) 多様な主体による介護予防サービスの提供	① 介護予防給付相当サービスの実施
		② 基準を緩和したサービスの実施
		③ 住民の支え合いによるサービスの実施
		④ 訪問型介護予防事業
		⑤ 通所型介護予防事業
		⑥ 高齢者生活支援体制整備事業
		⑦ 介護予防ケアマネジメント事業
		⑧ 介護予防ケアマネジメント強化推進事業

基本目標	重点施策	施策名・事業名		
6 介護予防・健康づくり施策の充実	(2) 介護予防・健康づくりに関する普及・啓発	① はつらつくらぶ事業		
		② 介護予防健康相談教育事業		
		③ 健康運動教室（はずむ！スポーツ教室）		
		④ 生き生き健康スポーツ教室（はずむ！スポーツ教室）		
		⑤ 冬期間スポーツ教室（はずむ！スポーツ教室）		
		⑥ 高齢者予防救急の促進		
		⑦ 国民健康保険特定健康診査・特定保健指導事業		
		⑧ 後期高齢者健康診査事業		
	(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	① 高齢者健康保健事業		
		② シニア元気アップ（フレイル予防）事業		
③ 介護予防セルフケア推進事業				
7 生活支援サービスの充実	(1) 生活支援サービスの提供	① 「食」の自立支援事業		
		② 緊急通報システム事業		
		③ 高齢者雪寄せ・雪下ろし支援事業		
		④ 養護老人ホーム入所措置		
		⑤ 軽費老人ホーム事務費助成		
		⑥ サービス付き高齢者向け住宅の登録		
		⑦ 民生委員活動推進事業		
		⑧ 高齢者実態調査		
		⑨ 高齢者に対する火災予防普及事業		
	(2) 介護する家族への支援	① 家族介護用品支給事業		
		② 家族介護慰労金支給事業		
		8 生きがいづくりと社会参加の促進	(1) 生きがいづくりと健康づくりの支援	① 高齢者コインバス事業
				② 介護支援ボランティア事業
				③ 老人クラブ補助事業
④ 健康づくり・生きがいづくり支援事業				
⑤ 高齢者のつどいの場の提供				
⑥ 高年齢者就業機会確保事業				
⑦ 高齢者の学習機会の提供				
⑧ 高齢者の予防接種費用一部助成事業				
⑨ いきいき長寿はり・きゅう・マッサージ費助成事業				
⑩ 国民健康保険はり・きゅう・マッサージ保健事業				
(2) 高齢者福祉の啓発	① 老人保健福祉月間			
	② いきいき長寿祝い事業			
	③ 敬老会補助事業			
	④ 高齢者向けサービスの情報提供			



基本目標	重点施策	施策名・事業名
9 介護保険サービスの質と量の確保	(1) 介護サービスの質の向上	① 介護サービス事業所への指導監督
		② 業務管理体制の監督
		③ 【新規】介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
	(2) 介護サービス基盤の整備	① 短期入所生活介護事業所の指定
		② 特定施設入居者生活介護事業所の整備
		③ 地域密着型サービス事業所の整備
		④ 介護老人福祉施設の整備
		⑤ 介護老人保健施設の整備
		⑥ 介護医療院の整備
		⑦ その他の高齢者福祉施設の整備
(3) 介護人材の確保	① 介護従事者資格取得支援事業	
	② 介護職員資質向上事業	
	③ 潜在介護福祉士等就労マッチング事業	
10 介護給付等に要する費用の適正化	(1) 介護給付の適正化	① 介護報酬請求の適正化
		② 住宅改修に関する適正化
		③ 社会福祉法人による利用者負担軽減制度事業
		④ 福祉用具・住宅改修支援事業
	(2) 要介護認定の適正化	① 迅速で適正な認定調査の実施
		② 要介護認定の迅速化
11 災害に対する取組		① 災害に対する取組
12 感染症に対する取組		① 感染症に対する取組